Cream Hardener,有限会社ティークラフト,1046-H

安全データシート（SDS）：クリームハードナー（硬化剤）

作成日（発行日）: 2026-11-22 製品品番: 1046-H

1. 化学品及び会社情報

- 化学品の名称: クリームハードナー（Cream Hardener）
- 推奨用途及び使用上の制限:
  - 推奨用途: ポリエステル系パテ（フィラー）用硬化剤（業務用）
- 供給者の会社名称、住所及び電話番号:
  会社名称: 有限会社ティークラフト
  住所: 〒444-2134 愛知県岡崎市大樹寺 2 丁目 17-3
  担当部署: プラスチックリペア事業部
  電話番号: 0564-28-5319
  FAX: 0564-28-5399
  担当者: 田中

2. 危険有害性の要約

- GHS 分類:
  - 物理化学的危険性: 自己反応性化学品：タイプ E（または有機過酸化物：タイプ E）
  - 健康に対する有害性: 皮膚腐食性・刺激性：区分 2 ／ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性：区分 2B（または 2A） ／ 皮膚感作性：区分 1
  - 環境に対する有害性: 分類できない*（注）記載なき GHS 分類区分は「該当しない」または「分類できない」*
- GHS ラベル要素:



  - 絵表示（GHS Pictograms）: 炎（GHS02）、感嘆符（GHS07）
  - 注意喚起語: 危険
  - 危険有害性情報:
    - 熱すると火災又は爆発のおそれ
    - 皮膚刺激

        - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
        - 眼刺激
- 注意書き:
    - 安全対策:
        - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
        - 子供の手の届かないところに置くこと。使用前にラベルをよく読むこと。
        - 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
        - 他の物（強酸、アルカリ、還元剤、促進剤等）と混合しないこと。
        - 眼、皮膚、衣類につけないこと。
        - 換気の良い場所で使用すること。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
        - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
    - 応急措置:
        - 目に入った場合: コンタクトレンズを外せる場合は外し、無理にこすらず流水で 15 分以上洗い流すこと。刺激が続く場合は医師の診察を受けること。
        - 皮膚に付着した場合: 多量の石鹸と水で 15 分以上洗い流すこと。皮膚刺激又は発しんが生じた場合は医師の診察を受けること。
        - 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、安静にさせること。症状が続く場合は医師の診断を受けること。
        - 飲み込んだ場合: 口をすすぎ、コップ数杯の水を飲ませるが、無理に吐かせないこと。直ちに医師の診察を受けること。
    - 保管:
        - 過度の熱・直射日光を避け、引火性物質や混触危険物質の近くに保管しないこと。
        - 38℃（100°F）を超える温度で保管しないこと。 凍結させないこと。涼しく乾燥した換気の良い場所に保管すること。
    - 廃棄:
        - 内容物/容器の廃棄にあたっては、国および県・市町村をはじめとする地方自治体の規則・基準、ならびに廃棄物処理法に従うこと（密閉容器のまま焼却しないこと）。

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別: 混合物
- 成分及び含有量:
  - 過酸化ベンゾイル（ジベンゾイルペルオキシド）（CAS 番号: 94-36-0）：47〜50%
  - 可塑剤（非フタル酸エステル系・企業秘密）（CAS 番号: 800951-5002-p）：25〜30%
  - 炭酸カルシウム（CAS 番号: 471-34-1）：15〜19%
  - 水（CAS 番号: 7732-18-5）：10〜13%
  - 界面活性剤（エトキシ化アルキルフェノール・企業秘密）（CAS 番号: 800951-5003-p）：1〜4%
  - 非晶質シリカ（ヒュームドシリカ）（CAS 番号: 7631-86-9）：0〜4%
- 労働安全衛生法（安衛法）に基づく表示・通知事項:
  - 表示対象物質（法第 57 条）および通知対象物質（法第 57 条の 2）に該当する成分を含有する（過酸化ベンゾイル［通知番号 449］）。

4. 応急措置

- 目に入った場合: コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、直ちに清浄な流水で 15 分以上洗眼すること。刺激が続く場合は医師の診察を受けること。
- 皮膚に付着した場合: 多量の石鹸と水で 15 分以上よく洗い流すこと。皮膚刺激や発疹が現れた場合は医師の診察を受けること。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にさせること。必要に応じて人工呼吸や酸素吸入を行い、症状が続く場合は医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合: 口をすすぎ、コップ数杯の水を飲ませるが、無理に吐かせないこと。直ちに医師の診察を受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤: 二酸化炭素（CO2）、粉末消火剤、泡消火剤、噴霧水。
- 使ってはならない消火剤: 特になし。
- 特有の危険有害性: 加熱や火災の熱にさらされると急激に分解し、火災や爆発を起こすおそれがある。密閉された容器が加熱されると内圧上昇により破裂する危険がある。
- 消火作業者の保護: 自給式呼吸器（SCBA）および防火服を着用すること。火災にさらされた容器は噴霧水で冷却し、大量の場合は安全な距離をとって消火すること。

6. 漏出時の措置

- 漏出時の対応: 換気を行い、保護具を着用して着火源や摩擦・衝撃を避ける。少量は水と洗剤で洗浄・回収し、大量は砂・土・不活性吸収材で吸収させて火花が出ない工具で容器に回収すること。
- 環境に対する注意事項: 下水道や水路、河川へ流出させないこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い:
  - 研磨粉塵や加熱・スプレー時の蒸気を吸入しないこと。湿疹や皮膚疾患のある者はばく露を避けること。
  - 強酸、アルカリ、還元剤、金属塩（促進剤・触媒）と直接混合しないこと。
  - 良好な労働衛生および安全慣行に従って取り扱うこと。換気の良い場所で使用し、使用時に飲食または喫煙をしないこと。
- 保管:
  - 38℃（100° F）を超える温度で保管しないこと。 凍結させないこと（解凍時に分離のおそれ）。
  - 過度の熱、裸火、着火源、直射日光を避け、強酸・アルカリ・酸化剤から離して涼しく乾燥した換気の良い場所に保管すること（使用期限目安：製造から 18 ヶ月）。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 / 許容濃度:
  - 過酸化ベンゾイル：管理濃度 設定なし ／ 日本産業衛生学会 許容濃度 5 mg/m³ ／ ACGIH TLV-TWA 5 mg/m³
- 設備対策: 通常の作業では全体換気で許容濃度（5 mg/m³）以下に維持するが、換気が不十分な作業場所では局所排気装置を設けること。作業場近くに洗眼設備と安全シャワーを設置すること。
- 保護具:
  - 呼吸用保護具: 一般的な室内換気がある場合は不要。換気が不十分な場合や煙・臭気が発生する場合には、必要に応じて適切な呼吸用保護具（国家検定合格品等）を着用すること。
  - 手の保護具: 皮膚刺激やアレルギー性皮膚反応を防ぐため、耐薬品性ゴム手袋（ニトリルゴム、ブチルゴム等）を着用すること。

    - 眼・面の保護具: 薬剤の飛沫や、硬化後の切削・研磨時に削りかすが目に入るおそれがある場合は、飛沫防止ガード付き安全グラス等の保護メガネを着用すること。
    - 衛生対策: 食事、喫煙、または洗面所の使用前、休憩開始前および作業終了後は手をよく洗うこと。必要に応じて保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観: ペースト状、赤色
- 臭い: エステル臭
- 引火点: 84℃（184° F）
- 分解温度: 55℃（131° F）（過酸化ベンゾイルは 55℃以上で爆発的分解のおそれ）
- 蒸気圧: 0.67〜0.93 kPa
- 比重: 1.2〜1.3
- 蒸気密度: 空気より重い
- 溶解度: 水にほとんど溶けない

10. 安定性と反応性

- 化学的安定性: 通常の取扱条件では不安定になる場合がある（熱、衝撃、摩擦、汚染に注意）。
- 危険有害反応可能性: 55℃以上の加熱や、還元剤・促進剤との接触により激しい分解を起こすおそれがある。危険な重合は起こらない。
- 避けるべき条件: 過度の熱（38℃以上の保管、55℃以上の暴露）、直火、火花、電気・静電気放電。
- 混触危険物質: 強酸、アルカリ、酸化剤、還元剤、無機酸、金属塩（触媒・促進剤）。
- 危険な分解生成物: 加熱分解により二酸化炭素、一酸化炭素、炭素、可燃性ガス等の有害な分解生成物を生じるおそれがある。

11. 有害性情報

- 毒性情報: 急性毒性：経口（ラット）LD50 > 5,000 mg/kg、吸入（ラット）LC50 > 24.3 mg/L。皮膚刺激、眼刺激、アレルギー性皮膚反応（皮膚感作性）のおそれ。高濃度蒸気は上気道を刺激する場合がある。

12. 環境影響情報

- 生態毒性: 本製品としての試験データはない。水にほとんど溶けないが、水系への流出を避けること。

13. 廃棄上の注意

- 廃棄方法: 許可された施設にて、関連法規（日本の廃棄物処理法等）および県・市町村をはじめとする地方自治体の定める規則に従って適正に処理すること。密閉容器のまま焼却しないこと。

14. 輸送上の注意

- 輸送規制: 該当あり（国際規制・国内法規の対象）
- 国連番号: UN3108（品名：Organic Peroxide Type E, Solid / 有機過酸化物 タイプE、固体［ジベンゾイルペルオキシド含有］、クラス 5.2 有機過酸化物、容器等級II）

15. 適用法令

- 労働安全衛生法（安衛法): 名称等を表示・通知すべき危険物及び有害物（過酸化ベンゾイル［通知番号 449］）、危険物・爆発性の物（有機過酸化物）。
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法): 過酸化ベンゾイルは非該当（ただし含有する界面活性剤の種別により第 1 種指定化学物質に該当する可能性に留意）。
- 消防法: 第 5 類 自己反応性物質（有機過酸化物、第二種自己反応性物質、危険等級 II、指定数量 100kg）。

16. その他の情報

- 参考文献:
    - パーツ供給元提供 SDS（Polyvance Part No. 1046-H / 2025-08-01）
    - 国連 GHS オレンジブック
    - JIS Z 7253:2019（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場及び安全データシート（SDS））
    - JIS Z 7252:2019（GHS に基づく化学品の分類手法）
    - 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE） GHS 分類ガイダンス
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト（モデル SDS 情報）
- 責任の限定および社員の健康管理について: この安全データシート（SDS）は、部品供給元から提供された情報等に基づき、JIS Z 7253 に準拠して作成しています。記載内容は現時点で入手できるデータに基づくものであり、将来の知見によって変

更される場合があります。また、通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。ここに記載したGHS 分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ（NITE 2026 年度）です。